

# 労使間のトラブルの円満解決を支援! 「労働委員会」がお手伝いします。

## 「労働委員会」をご存知ですか?

労働委員会は、労使間のトラブルを、公正・中立な立場で、労使紛争のあっせんや、不当労働行為の審査等によって解決するために、法律によって各都道府県に設けられた行政機関です。

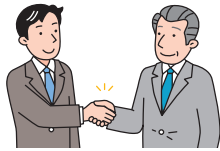
## 「三重県労働委員会」のしくみ

三重県労働委員会では、15名の“公労使”の委員がそれぞれの知識や経験を生かし、労使紛争の解決のお手伝いをしています。



## 労働争議(紛争)の調整

労働組合と会社(使用者)との間で、賃金・勤務時間などの問題について労働争議(紛争)が発生し、自主的な解決が困難なとき、原則として当事者からの申請に応じて、争議を平和的に解決するための仲介・援助などを行います。労働委員会では労使双方の歩み寄りによるトラブル解決を促す「あっせん」を行っています。

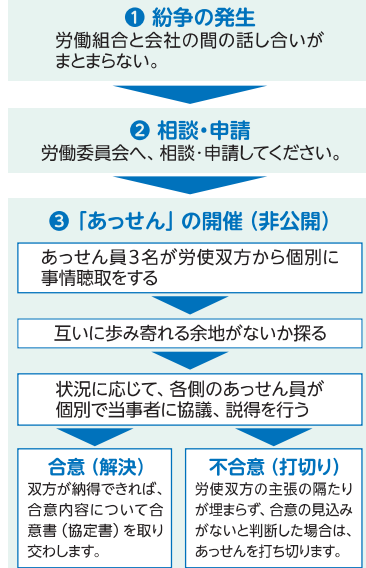


## 「あっせん」の開催

「あっせん」では、中立性確保のため3名のあっせん員(公益委員、労働者委員、使用者委員各1名)が労使双方から個別に事情を聴き取り、それぞれの立場を生かして双方が納得できる解決案を粘り強く探り、トラブル解決に向けて丁寧にサポートします。また、「あっせん」は無料です。また、「あっせん」は無料で利用でき、**秘密は厳守**します。



## 「あっせん」の流れ



本日  
受付開始

# 三重県労働委員会委員による 労使トラブル

# 無料相談会

知識や経験豊かな、公益委員、労働者委員、使用者委員が、**3名一組**でご相談に応じます。

日時 令和6年10月21日(月) 14:30~17:00

会場 三重県労働委員会室 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5F

相談無料!  
秘密厳守!



## 例えば、こんな悩みごと...



団体交渉の対応の仕方で悩んでいる



団体交渉の申し入れに対し、日時や場所の変更はできないのか?

組合員のみが再雇用を拒否された

雇止めやパワハラ被害といった個別事案についても、団体交渉に応じなければならないのか?

組合活動をしたら配置転換された



**対象** 県内事業所の労働組合、経営者

**相談内容** 労働組合(組合員)と使用者の間の労使関係トラブルや、労働組合法・労働委員会制度に関すること

**相談時間** 1名(組)あたり約30分を目安とします

**申し込み** 《申込期間》 令和6年9月20日(金)~10月11日(金) 17:00まで  
※平日8:30~17:00の間で受付(12:00~13:00を除く)

事前にお申し込みください  
定員になり次第、締切とさせていただきます

《申込先》 下記まで、電話またはメールでお申し込みください。  
三重県労働委員会事務局  
TEL 059-224-3033 メール roui@pref.mie.lg.jp

解決に向けてサポートします!

